

不用品を買い取ってもらうつもりが、貴金属を買い取られた!

★★ 貴金属等の「訪問購入」にご注意! ★★

事例

業者から不用品を何でも買い取るという電話があったので、家に来てもらった。業者は用意していた衣類やバッグなどは簡単に見ただけで、「指輪やネックレスなど貴金属はないか」としつこく聞かれたので、仕方なく指輪などの貴金属を見せたところ、「売ってほしい」と強引に迫られて、2万円ほどで買い取られてしまった。

後になって考えると、大事なものを売ってしまったという後悔が強くなってきたので、売った貴金属を返してもらいたい。

渡された書面を見ると5点売ったはずの貴金属が2点しか記載されていないかった。

アドバイス

- 不用品を何でも買い取るという訪問しながら、貴金属を売ってくれと強引に迫る訪問購入の相談が多く寄せられています。
- 訪問購入でも、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフにより、売ったものを取り戻すことができます。
- 何を買い取られたのか分からない、違う物品が返却されたなどのトラブルもありますので、物品や数量など契約内容に誤りがないか、渡された書面はしっかり確認しましょう。

※なお、訪問購入のクーリング・オフが適用されない物品（自動車、家具、大型家電、本、CD・DVD等）もありますので、注意が必要です。

トラブルにあわないために!

- ◎売りたくなければ、きっぱりと断るようにしましょう!!
- ◎困ったときは、消費生活センターに相談しましょう!



わからないことは、センターに聞いてね。

マスコットキャラクター
コアラのハッピー

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

(土・日は電話相談のみ)

* 祝日・年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

〈金融商品・高齢者悪質商法110番も開設し、弁護士による面談など迅速に対応しています。〉